

令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引 滑川町



— 目 次 —

I 償却資産のあらまし	1 ページ
II 償却資産の申告について	3 ページ
III 償却資産の評価について	8 ページ
IV 個人番号・法人番号の記入について	10 ページ
V その他	11 ページ
申告書等の記入例	12 ページ

提出期限 令和6年1月31日（水）

提出先・お問合わせ先 滑川町役場 税務課

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1

TEL 0493 (56) 4410 (直通)

FAX 0493 (56) 2448

- 償却資産をお持ちでない場合や、廃業・転出等で申告する資産がない場合も、申告書の備考欄にその旨を記入して提出してください。
- 申告書を郵送で提出される方で控えの返送をご希望の場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

eLTAX（エルタックス）による電子申告をご利用ください

eLTAXとは、インターネットを利用して地方税の手続きを電子的に行うシステムのことです。自宅や事務所から申告業務を行うことができます。

eLTAXのサービスを利用するには、事前に利用の届出が必要です。詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。

ホームページ：<http://www.eltax.lta.go.jp/>

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

2 償却資産の主な種類について

資産の種類		内容 (例)	
第1種	構 築 物	土 木 に 定 着 し た 土 木 設 備	門、塀、外灯、構内舗装(駐車場の舗装路面も含む)、煙突、緑化施設、外構工事など
	建 物 附 属 設 備	建 物 附 属 設 備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備など *詳しくは5ページ【4 家屋と償却資産との区分について】をご参照ください。
		建物の所有者と異なる者(テナント等)が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備など
第2種	機 械 及 び 装 置	製 造 機 械 設 備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置など
		土 木 建 設 機 械	建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は、「0」で始まる建設車両)、ブルドーザー、パワーショベルなど
		工 作 機 械	旋盤、フライス盤、ボール盤など
		搬 送 設 備	クレーン、コンベアーなど
		そ の 他 設 備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備など
第3種	船 船	モーターボート、貨物船など	
第4種	航 空 機	ヘリコプター、グライダーなど	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「9、90～99、900～999」のもの) など ※自動車税、軽自動車税の対象車両を除く	
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	机、いす、キャビネット、金庫、パソコン、陳列ケース、コピー機、看板、理容又は美容機器、テレビ、ルームアエアコン、厨房用品、レジスターなど	

3 業種ごとの主な償却資産の例

業 種	課税対象となる主な償却資産
各 業 種 共 通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、フェンス、パソコン、コピー機、レジスター、金庫など
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
飲 食 店	接客用の家具及び備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫など
売 電 事 業 者	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、送電設備など
理 容 業 ・ 美 容 業	理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、テレビ、サインポール、看板など
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板など
医 院 ・ 歯 科 医 院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン、歯科診療用ユニット)、キャビネット、待合室いすなど
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備など
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサーなど
パ チ ン コ 店 ゲ ー ム セ ン タ ー	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、防犯監視設備など
自 動 車 修 理 業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンデンサーなど
ガ ソ リ ン ス タ ン ド	ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャピアー、消火設備、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、など
金 属 加 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具など
不 動 産 貸 付 業	自転車置場、外灯、門、看板、植え込み、アスファルト舗装、備え付けエアコン、太陽光発電設備など
駐 車 場 業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、柵、駐車場用機械設備、料金精算装置など
農 業	ビニールハウス、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、農業用機械設備、農業用器具など
印 刷 業	各種印刷機、活字製造機、裁断機など

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなどの事業を行っている法人や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただく必要があります。

2 申告方法

償却資産(固定資産税)の申告には以下の3つの申告方法があります。

- ① 一般申告
- ② 電算処理方式申告(電算システムをお持ちの方)
- ③ eLTAX(エルタックス・地方税ポータルシステム)による電子申告

電子申告を行う場合は、eLTAXのホームページから利用の届出を行う必要があります。

※eLTAX ホームページ <http://www.eltax.lta.go.jp/>

3 提出書類

- ① 一般申告をされる方 (12 ページからの記入例を参考に作成してください)
(初回申告)……全資産を申告してください。

対象者	① 令和5年1月2日から令和6年1月1日の間に、新たに滑川町内で事業を始められた方(リース資産を設置した場合も含みます) ② その他、今年度初めて償却資産の申告を行う方
対象資産	令和6年1月1日現在、滑川町内に所在し、事業の用に供することのできる全償却資産
提出する申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)
その他	該当する償却資産のない方は、申告書右下の「18 備考(添付書類等)」に「該当資産なし」と記入して提出してください。該当資産がない方は②種類別明細書の提出は必要ありません。

- (2回目以降の申告)……増減した資産について申告してください。

対象者	前年度(令和5年度)の申告をされている方
対象資産	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの増加及び減少資産(ただし、令和5年1月1日以前の増加及び減少であっても、申告していない場合は今回申告してください。)
提出する申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)
その他	・令和5年中に増加及び減少資産がなかった場合は、申告書右下の「18 備考(添付書類等)」に「増減なし」と記入してください。 【増加資産のある方】 種類別明細書の空いている行に増加した資産をご記入ください。 【減少資産のある方】 こちらからお送りした種類別明細書の資産の中で、減少となる資産を赤線で消した上でご提出ください。 ・法人にあっては特に決算日以降の増加・減少資産についても、漏れのないようご注意ください。(次ページ※(例)参照)

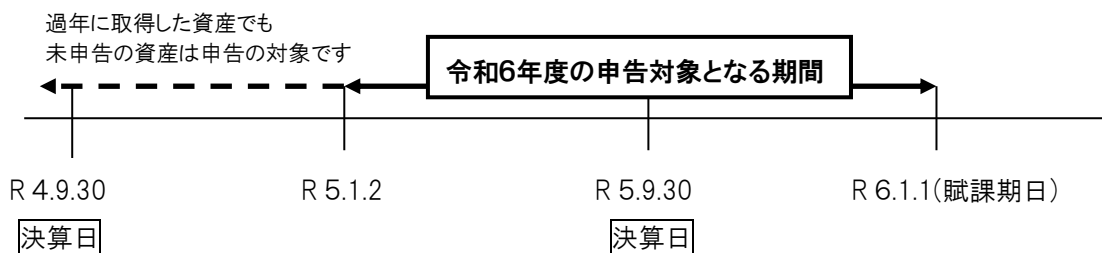
提出書類一覧表

		申告書	種類別明細書 (増加・全資産)	備考
初回申告	資産所有	○	○	
	資産なし	○		申告書中の「18 備考(添付書類等)」に「該当なし」と記入
2回目以降の申告	増加・受入れ・未申告資産等がある場合	○	○	
	増減なし	○	○	申告書中の「18 備考(添付書類等)」に「増減なし」と記入
	廃業・解散・転出	○		申告書中の「18 備考(添付書類等)」に廃業等の日付を記入
	電算処理方式(下記②)	○	○	前年度に増加・減少資産がある場合は、明細書の添付をお願いいたします

② 電算処理方式により申告される方

償却資産申告書	<p>①全国統一様式(第26号様式)により、記入事項の全てを記入してください。</p> <p>②所有者コード、評価額(ホ)欄、決定価格(ヘ)欄及び課税標準額(ト)欄について、必ず記入してください。</p>
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<p>・必ず全資産を申告してください。(資産の種類ごとに区分して、合計額を記入してください。)</p> <p>・前年中の増加・減少資産を、資産の種類ごとに区分して申告してください。</p> <p>・全資産について、評価額を記入してください。</p> <p>・課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記入してください。(特例ごとの集計表も併せて提出していただきますよう、ご協力をお願いします。)</p> <p>・評価額の最低限度額は、取得価額の5/100に相当する額です。</p> <p>・法人にあっては特に決算日以降の増加・減少資産についても、漏れのないようにご注意ください。(下記※(例)参照)</p>

※(例) 1年決算法人で、決算日が9月30日の場合



③ eLTAX(エルタックス)により電子申告をされる方

eLTAXにより申告データを送信していただく方法です。

(1) 次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

1. 簿外資産(償却済資産を含む)
2. 建設仮勘定で経理されている資産
3. 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
4. 遊休資産(いつでも稼働できる状態にある資産)
5. 未稼働資産(未だに稼働していないが、すでに完成している資産)
6. 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

(2)少額の減価償却資産の取扱い

取得価格が同じでも、固定資産税(償却資産)の申告が必要かどうかについては、会計処理(償却方法)の選択によって異なります。

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

(3)申告の対象とならないもの

1. 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
2. 無形減価償却資産(特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等)
3. 繰延資産(開業費・試験研究費等)
4. 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
5. 書画・骨とう(ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象です。)
6. 生物(ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。)
7. 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。(平成20年4月1日以降契約分)

4 家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外(構造的に簡単に取り外しが可能なもの等)については償却資産として取り扱われます。

ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等が取り付けた家屋の附帯設備(特定附帯設備)は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。(次ページ【5 テナント等が取り付けた家屋の附帯設備(特定附帯設備)の課税について】を参照してください。)

区分	家屋に含めるもの (固定資産評価基準(家屋)にあるもの)	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> 電灯コンセント配線設備 蛍光灯用器具、白熱灯用器具 出退表示設備・呼出信号設備 自動車管制装置・電話配線設備 盗難非常通報装置 	<ul style="list-style-type: none"> 自家用発電設備・受変電設備 ネオンサイン・スポットライト・LAN配線 家屋と分離している屋外照明設備 分電盤より外側の配線・時計 電話機、電話交換機・中央監視装置
給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> 給水設備(受水槽を含む)・排水設備 中央式給油設備・衛生設備 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外給水管、屋外配水管 配管のない瞬間湯沸器・独立した煙突
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ガス設備(配管、バルブ、ガスカラン) 	<ul style="list-style-type: none"> メーターより外側の配管
運搬設備・清掃設備	<ul style="list-style-type: none"> 気送管設備・エスカレーター エスカレーター・小荷物専用昇降機 窓ふき用ゴンドラ 	<ul style="list-style-type: none"> 工場用ベルトコンベアー 垂直型搬送機
特殊設備	<ul style="list-style-type: none"> 固定椅子・金庫扉 	<ul style="list-style-type: none"> 取り外しの容易な簡易間仕切り 機械式駐車場
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨等の非常階段・ポーチ・テラス 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車置場・簡易物置

* 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

5 テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について

家屋の所有者以外の者(テナント等)が取り付けた家屋の附帯設備(内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等)で、事業の用に供することができる資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。

【附帯設備（建築設備）の家屋と課税区分及び納税義務者】

	取付者	附帯設備	課税区分	納税義務者
①	家屋所有者 (ビル賃貸業)	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	家屋	家屋所有者 (ビル賃貸業)
②	家屋所有者 (ビル賃貸業)	受変電設備	償却資産	家屋所有者 (ビル賃貸業)
③	テナント事業者	看板	償却資産	テナント事業者
④	テナント事業者	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	償却資産	テナント事業者

6 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

7 リース資産と納税義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
売買にあたるようなリース資産	○ (自己の資産として申告必要)	× (申告不要)

※ 平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税(償却資産)においては、従前のとおり所有者である賃貸人(リース会社等)が申告する必要があります。なお、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のものは申告対象外です。

※ 「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

※ 割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合(所有権留保付売買)においても、原則として買主の方が申告することになります。

8 国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度	定率法のみ (減価率は9ページの表を使用します)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません ※1
特別償却、割増償却	認められます	認められません
評価額の最低限度	備忘価額(1円)まで	取得価額の5/100
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産)	損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
一括償却資産 (取得価格が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度(租税特別措置法)	損金算入が可能	課税対象になります

※1 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

Ⅲ 償却資産の評価について

1 償却資産の評価と課税について

(1) 納税義務者

賦課期日(毎年1月1日)現在における償却資産の所有者が、納税義務者になります。

(2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数、耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額×(1- <u>減価率×1/2</u>)
前年前に取得した資産	前年度評価額×(1-減価率)

* は、小数点第4位を四捨五入 *減価率については次ページの表を使用します。

◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。

計算した評価額が取得価額の5/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額を評価額とします。

計算例

[評価額の算出方法](概算)

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和6年度 評価額	評価額合計
舗装路面 (コンクリート敷)	R5.9	2,700,000 円	15 年	0.142	2,700,000 円 ×(1- <u>0.142×1/2</u>) = 2,508,300 円	2,794,320 円
ルームエアコン	R4.11	500,000 円	6 年	0.319	420,000 円(前年度評価額) ×(1-0.319) = 286,020 円	

評価額合計＝決定価格＝課税標準額(特例の適用を受ける資産がない場合)

(3) 税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額(1000円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率(1.4\%)}} = \boxed{\text{税額(100円未満切り捨て)}}$$

※ 課税標準額とは滑川町内に所在する資産の価格(課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの)の合計です。

(4) 免税点

課税標準となるべき額が、150万円(免税点)未満の場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。(免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。)

(5) 納期

年税額は通常4回の納期(5月・7月・12月・翌年2月)に分けて納めていただくことができます。具体的な納期については納税通知書等でお知らせします。

なお、町税の納付については、指定された金融機関の口座から振替納付する「**口座振替**」が大変便利です。ご利用ください。

2 減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-(減価率/2)	前年前取得 1-減価率
				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962

3 耐用年数

資産の名称が同じでも、業種、用途、素材などにより耐用年数が異なりますので、国税庁のホームページでご確認ください。

Ⅳ 個人番号（マイナンバー）・法人番号の記入について

(1) 個人番号（マイナンバー）・法人番号の記入について

償却資産申告書に個人番号（マイナンバー）・法人番号を記入してください。（個人番号・法人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。）

また、下記に記載された身元確認資料の不備などにより本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますのでご了承ください。

(2) 個人事業主の方

個人事業主の方は12 桁の個人番号を所定の記入欄に右詰めで記入いただくようお願いいたします。

また、個人番号を記入した申告書を提出いただく際に、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認と身元確認）を実施させていただきます。郵送の際は本人確認資料の写しを添付の上ご提出いただくようお願いいたします。

【本人確認資料について】

① 本人が申告書等を提出する場合（郵送時は写しを添付してください）

番号確認資料	身元確認資料
以下の書類から1点 (1)マイナンバーカード (2)通知カード (3)個人番号記入の住民票	以下の書類から1点 (1)マイナンバーカード (2)顔写真付身分証明書 運転免許証、運転経歴証明書、パスポートなど 又は、以下の書類から2点 (3)身分証明書 公的医療保険の被保険者証、年金手帳など

② 代理人が申告書等を提出する場合（郵送時は写しを添付してください）

番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権の確認資料
以下の書類から1点 (1)本人のマイナンバーカード (2)本人の通知カード (3)個人番号記入の本人の住民票	○代理人が個人の場合 本人が提出する場合の身元確認書類に準じます ○代理人が法人の場合 登録事項証明書、本人と法人との関係を証する書類	(任意代理人) 委任状 (法定代理人) 戸籍謄本その他その資格を証明する書類

(3) 法人の方

法人にあたっては13 桁の法人番号を所定の記入欄に右詰めで記入いただくようお願いいたします。

V その他

1 非課税及び課税標準の特例とされる資産について

一定の要件を満たす償却資産は、地方税法第348条の規定により、非課税となるものがあります。また、地方税法第349条の3及び附則第15条の規定等による課税標準の特例制度があります。

特例適用を受ける資産がある場合には、種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に適用法令・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

(例)認定を受けて取得した先端設備、公共の危害防止用施設・設備等

2 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び滑川町税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますので、ご注意ください。

3 実地調査等のお願い

地方税法第353条及び408条の規定に基づいて、実地調査や帳簿確認調査を行うことがあります。事業所への訪問や、電話・文書にて帳簿(「固定資産台帳」「減価償却費明細書」「貸借対照表」等の書類)のご提出をお願いすることがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、この実地調査等により、未申告の資産や申告に誤りがあった場合は、修正申告をお願いすることがありますが、その場合現年度だけでなく、資産の取得に応じて過年度に遡って(最大5年間)課税させていただきますので、ご了承ください。過年度分の追加課税となった場合、納期限は1回です。

申告書 記入例

太枠で囲まれた各項目の内容について記入してください。
 なお、昨年度以前に申告されている方などは申告書に氏名等が印字されています。
 印字内容に変更があった場合は、線を引き修正してください。

記載されています。記載がない場合は空欄で結構です。

令和 6 年 1 月 15 日
 申告年月日を記入

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

所有者コード

9 1 2 6 3 8 1

所 有 者	住所 355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1 (電話 0493-56-2211)	3 個人番号又は法人番号 123456789 × × ×	8 短縮耐用年数の承認 有() 無()
	2 氏名 株式会社 滑川製作所 滑川 太郎 (屋号)	4 事業種目 (資本等の金額) 自動車部品製造 10 百万円	9 増加償却の届出 有() 無()
		5 事業開始年月日 平成 8 年 11 月	10 非課税該当資産 有() 無()
	1 住所	6 この申告に対応する者に 係及び名氏 経理課 滑川 一郎 (電話 0493-56-2211)	11 課税標準の特例 有() 無()
		7 税理士等の名氏 (電話)	12 特別償却又は圧縮記帳 有() 無()
		13 税務会計上の償却方法 定率法() 定額法()	14 青色申告 有() 無()

資産の種類	取 得 価 値 額			
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	1,200,000	500,000	800,000	1,500,000
2 機械及び装置	2,100,000		1,700,000	3,800,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具	850,000			850,000
6 工具器具及び備品	3,800,000	970,000		2,830,000
		1,470,000	2,500,000	8,980,000

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
 ① 羽尾4972-8
 ② 資産所在地を記入
 ③ 該当する項目に○

16 借用資産 (有・無)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有() 借家()

【前年前に取得したもの(イ)】
 昨までの申告に基づき、取得価格を印字してあります。

【前年中に減少したもの(ロ)】
 (イ)のうち、前年中に減少した資産の取得価格を記入してください。

【前年中に取得したもの(ハ)】
 今回新たに申告する資産の取得価格を記入してください。移動により受け入れた資産についても(ハ)に記入してください。

評価額 (ホ) ※	決定価格 (ヘ) ※	課税標準額 (ト) ※

一般申告をされる場合は、【評価額(ホ)】【決定価格(ヘ)】【課税標準額(ト)】の記入の必要はありません。
 ただし、電算処理により申告書を作成されている場合は記入してください。

18 備考(添付書類等)

【備考(添付書類等)】
 1. 添付書類がある場合⇒添付書類の名称・特例を適用する資産の名称
 2. 前年度と資産の増減がない場合⇒「増減なし」と記入
 3. 該当資産がない場合⇒「該当資産なし」と記入
 4. 事業を廃業・法人が解散した場合⇒「廃業」「解散」等とその年月日を記入
 5. 所有者の住所、氏名等に異動があった場合⇒異動年月日、旧住所、旧氏名等を記入

種類別明細書記入例

新規の場合 新規に申告される方は令和6年1月1日現在で所有している資産を全て申告してください。

【耐用年数】
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)に掲げる耐用年数を記入

【増加事由】
1.新品取得 2.中古品取得
3.移動による受入 4.その他
※3の場合は摘要欄に移動前の所在地、4の場合は摘要欄に理由を記入

行 番 号	資産 の 種 類	※資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月			取得価額(イ)	耐用 年 数	残 価 率 (ロ)	価 額 (ハ)	率	コード	※課税標準額	加 事 由	摘 要
					年 号	年	月									
01	1		路面舗装(アスファルト)	1	5	5	2	1,000,000	10						①2 3・4	
02	6		コピー機	1	5	5	9	250,000	5						1・② 3・4	
03															1・2 3・4	
04															1・2 3・4	
05															1・2 3・4	
06															1・2 3・4	

【資産コード】
記入不要

【年号】
4. 平成
5. 令和

【残価残存率】【価格】【課税標準の特例】【課税標準率】
の記入は不要

1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具・器具及び備品

昨年度まで申告をしている場合 昨年度申告している場合は、あらかじめ申告済みの資産が印字されていますので、必要に応じて資産の減少・増加・修正等を記載してください。

【減少資産の場合】
抹消線を引き、摘要欄に「減少」を記入

【一部減少がある資産】
記載されている数量、取得価格に抹消線を引き、減少後の数量、取得価格を記入
摘要欄に「一部減少」と記入

【増加資産・申告漏れの場合】
印字されている明細行の後に追加して記入
摘要欄には「増加」又は「申告漏れ」と記入

1枚のうち
1枚目

行 番 号	資産 の 種 類	※資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月			取得価額(イ)	耐用 年 数	残 価 率 (ロ)	価 額 (ハ)	率	コード	※課税標準額	加 事 由	摘 要
					年 号	年	月									
01	1	1234	屋内配管工事	1	4	10	4	320,000	0						1・2 3・4	減少
02	2	5678	コンプレッサー	1	5	4	11	3,800,000	9			1/2			1・2 3・4	特例15条 第〇〇項
03	6	9012	エアコン	2	4	28	2	210,000 420,000	6						1・2 3・4	一部減少
04	6		パソコン	1	5	5	8	150,000	5						①2 3・4	増加
05	6		キャビネット	2	5	4	8	300,000	15						1・2 3・4	申告漏れ
06															1・2 3・4	